

件名【ABC 消費者情報 Vol. 98】

■マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に注意！

県内で、10月16日、10月19日に「マイナンバーに関するうそ電話（不審な電話）」事案が発生しています。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール等には十分注意してください。

■全国の相談事例

○消費生活センター職員を名乗り、「あなたの個人情報が漏れている。マイナンバー制度が始まるとさらに漏れる。無料で消せる。」と電話があった。

■アドバイス

○公的機関が、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることはありません。

○マイナンバーの通知カードは、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。

○「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えても、刑事責任を問われることはありません。

○不審に感じたら、まず家族や周囲の人、警察、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](#)